

除雪業務処理要領

この要領は、作業の概要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、委託者が必要と認めた作業は、委託者及び受託者が協議の上、実施するものとする。

1 使用機械及び運転作業員

- (1) 本業務に使用する機械器具等は、一切受託者の負担とすること。
- (2) 使用する車両については、対人及び対物賠償に関する補償を含む任意保険を掛けていること。
- (3) 委託契約締結後速やかに、使用除雪機械一覧表（任意様式、車検証、自賠責保険証明書、任意保険証明書の写しを提出し、業務の実施には、この一覧表に記載されている車両を使用すること。
- (4) 車両をリース等により調達する場合は、当該車両を自己の責任において使用することを証する書面（賃貸借契約書等）の写しを上記使用除雪機械一覧表に添付すること。
- (5) 車両の運転に必要な大型特殊免許証の写し及び車両系建設機械技能講習修了証又は同等以上の資格の写しを契約書第5条に規定する業務処理責任者等の通知に添付すること。

2 除雪の範囲

除雪の範囲及び集雪場所は、別紙1 除雪区域図面のとおりとする。

3 除雪開始の準備

乙は、道路境界及び消火栓を示すため、長さ3m以上で風雪に耐えるポールを設置すること。

4 除雪の実施

除雪を行う基準は、原則として、降雪量が15cmを超えるとき又は明らかに超えることが予想されるとき、吹き溜まり等のため通行に支障があるときに実施する。

(1) 開庁日（勤務時間内）

乙は、甲の指定する者（業務担当員等）の指示により実施する。

(2) 開庁日（勤務時間外）及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の休曜日）

① 甲の指定するもの（業務担当員等）の指示又は乙が除雪基準に該当すると判断した場合に実施する。

② 主要道路（除雪区域図面①、⑤、⑮～⑰）、駐車場（図面②）、消火栓周辺、駐車場から車庫脇を通る通路部分（図面③）については、午前8時までに除雪を終了させること。

※ 除雪区域図 ①、⑤、⑰については、センターラインを中心に片側約2.5mの除雪をする。
ただし駐車場、建物の出入り口は、確保すること。

5 事故等の防止

(1) 除雪区間の道路等を作業前に調査し、事故のないように十分注意すること。

また、機械器具等に使用する油脂等のうち、発火性、引火性の危険物の取り扱いについては十分注意し、庁舎周辺には絶対に捨てないこと。

(2) 除雪機械の運転操作に際しては、建築物及び工作物の損傷を防止するよう、最大の注意を払わなければならない。

6 業務の確認及び報告

乙は作業を実施したときは、その作業の完了後において、速やかに別紙2 除雪作業日誌に運行記録紙（タコグラフ）を添付し、甲に報告しなければならない。